

官報

平 成 十 七 年 二 月 九 日

○第百六十二回 参議院会議録第五号

平成十七年二月九日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第五号

平成十七年二月九日

午前十時開議

第一 平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)
第二 二千五十年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

日程第一 平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長 浅尾慶一郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(浅尾慶一郎君登壇、拍手)

○浅尾慶一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院財務金融委員長提出によるものでありまして、平成十六年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得に係る収入金額とみなすこととし、農業生産法人が交付を受けるものについては、圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院財務金融委員長金田英行君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十五

賛成

二百二十五

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第二 二千五十年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 田名部匡省君。

(田名部匡省君登壇、拍手)

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○田名部匡省君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十七年に開催される二千五十年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪を促進するため、国及び関係地方公共団体が必要な措置を講ずるよう努めることとともに、外国人の上陸の申請に係る特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十七

賛成

二百二十七

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

議員

近藤 正道君	山本 保君
鰐淵 洋子君	又市 征治君
大田 昌秀君	谷合 正明君
西田 実仁君	坂本由紀子君
洲上 貞雄君	浮島とも子君
浜田 昌良君	澤 雄二君
小泉 昭男君	田 英夫君
遠山 清彦君	山本 香苗君
松 あきら君	福本 潤一君
佐藤 昭郎君	山谷えり子君
福島みずほ君	加藤 修一君
高野 博師君	弘友 和夫君
渡辺 孝男君	岸 宏一君
木村 仁君	亀井 郁夫君
山口那津男君	山下 栄一君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浅野 勝人君	谷川 秀善君
常田 享詳君	山崎 正昭君
浜四津敏子君	風間 昶君
白浜 一良君	草川 昭三君
木庭健太郎君	小野 清子君
魚住 汎英君	南野知恵子君
柏村 武昭君	小泉 顕雄君
末松 信介君	中川 雅治君
中村 博彦君	二之湯 智君
西島 英利君	野村 哲郎君
小池 正勝君	北川イツセイ君
岸 信夫君	河合 常則君
藤野 公孝君	松山 政司君
有村 治子君	中川 義雄君
中島 啓雄君	大仁田 厚君

吉田 博美君	小林 温君
岩城 光英君	小斉平敏文君
加納 時男君	市川 一朗君
岩永 浩美君	大野つや子君
国井 正幸君	三浦 一水君
阿部 正俊君	金田 勝年君
保坂 三蔵君	岩井 國臣君
荒井 広幸君	松村 龍二君
狩野 安君	泉 信也君
景山俊太郎君	溝手 顕正君
尾辻 秀久君	吉村剛太郎君
佐藤 泰三君	清水嘉与子君
若林 正俊君	鴻池 祥肇君
杵掛 哲男君	片山虎之助君
藤井 基之君	加治屋義人君
伊達 忠一君	鈴木 陽悦君
長谷川憲正君	松村 祥史君
水落 敏栄君	山本 順三君
黒岩 宇洋君	愛知 治郎君
椎名 一保君	岡田 直樹君
秋元 司君	関口 昌一君
鶴保 庸介君	野上浩太郎君
荒井 正吾君	後藤 博子君
舩添 要一君	森元 恒雄君
田村耕太郎君	岡田 広君
脇 雅史君	山内 俊夫君
世耕 弘成君	山下 英利君
山崎 力君	田村 公平君
田浦 直君	山本 一太君
矢野 哲朗君	鈴木 政二君
林 芳正君	武見 敬三君
北岡 秀二君	中原 爽君

橋本 聖子君	青木 幹雄君
松田 岩夫君	陣内 孝雄君
中曽根弘文君	真鍋 賢二君
竹山 裕君	桜井 新君
関谷 勝嗣君	倉田 寛之君
尾立 源幸君	藤末 健三君
富岡由紀夫君	松下 新平君
糸数 慶子君	水岡 俊一君
藤本 祐司君	足立 信也君
那谷屋正義君	白 眞勲君
下田 敦子君	小林 正夫君
柳澤 光美君	喜納 昌吉君
加藤 敏幸君	主濱 了君
神本美恵子君	山根 隆治君
池口 修次君	若林 秀樹君
平野 達男君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	森 ゆうこ君
工藤堅太郎君	広野ただし君
高嶋 良充君	佐藤 雄平君
小川 敏夫君	郡司 彰君
櫻井 充君	円 より子君
直嶋 正行君	山本 孝史君
小林 元君	佐藤 道夫君
伊藤 基隆君	朝日 俊弘君
平田 健二君	田名部匡省君
渡辺 秀央君	西岡 武夫君
広中和歌子君	山下八洲夫君
田村 秀昭君	大石 正光君
今泉 昭君	蓮 舫君
林 久美子君	広田 一君
仁比 聡平君	大久保 勉君
前川 清成君	島田智哉子君

小林美恵子君	芝 博一君
津田弥太郎君	犬塚 直史君
紙 智子君	松井 孝治君
鈴木 寛君	岩本 司君
榛葉賀津也君	シレン マルティン君
大門実紀史君	井上 哲士君
内藤 正光君	浅尾慶一郎君
木俣 佳丈君	高橋 千秋君
谷 博之君	藤原 正司君
緒方 靖夫君	小池 晃君
羽田雄一郎君	大江 康弘君
齋藤 勁君	和田ひろ子君
小川 勝也君	吉川 春子君
市田 忠義君	奥石 東君
江田 五月君	佐藤 泰介君
柳田 稔君	千葉 景子君
岡崎トミ子君	前田 武志君
北澤 俊美君	峰崎 直樹君
財務大臣	谷垣 禎一君
国土交通大臣	北側 一雄君

議長の報告事項
去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

高橋 千秋君

芝 博一君

国家基本政策委員

紙 智子君 井上 哲士君

予算委員

森 ゆうこ君 辻 泰弘君

澤 雄二君 福本 潤一君

井上 哲士君 紙 智子君

懲罰委員

辻 泰弘君 森 ゆうこ君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)

都市鉄道等利便増進法案(閣法第四号)

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成十六年度一般会計補正予算(第一号)

平成十六年度特別会計補正予算(特第一号)

平成十六年度政府関係機関補正予算(機第一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員円より子君提出助産師に関する質問

に対する答弁書(第一号)

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成十六年度一般会計補正予算(第一号)

平成十六年度特別会計補正予算(特第一号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

去る三日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

魚住裕一郎君 山本 保君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地域再生法案(閣法第七号)

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案(閣法第九号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一三号)

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案(閣法第一四号)

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

有限責任事業組合契約に関する法律案(閣法第一七号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 平成十七年度総予算の審査に資するため

一、派遣委員

中曾根弘文 阿部 正俊

野上浩太郎 若林 正俊

池口 修次 小川 勝也

荒木 清寛 秋元 司

関口 昌一 田村耕太郎

松村 龍二 山谷えり子

前川 清成 前田 武志

水岡 俊一 福本 潤一

紙 智子 福島みずほ

一、派遣地 静岡県 愛知県

一、期間 二月十六日から同月十八日まで三日間

一、費用 概算九〇二、四〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十條の二により承認を求めます。

平成十七年二月四日

予算委員長 中曾根弘文

参議院議長 扇 千景殿

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九條の規定に基づく犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成十六年)を受領した。

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

尾立 源幸君 補欠 了君

厚生労働委員

水落 敏栄君 補欠 岡田 広君

農林水産委員

国土交通委員

岡田 広君 補欠 水落 敏栄君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

山本 保君 補欠 魚住裕一郎君

昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

主 濱 了君 補欠 尾立 源幸君

西田 実仁君 補欠 谷合 正明君

厚生労働委員

辞任

補欠

岡田 広君

水落 敏栄君

農林水産委員

辞任

補欠

尾立 源幸君

主濱 了君

谷合 正明君

西田 実仁君

国土交通委員

辞任

補欠

水落 敏栄君

岡田 広君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した

辞任

補欠

松岡 徹君

尾立 源幸君

同日衆議院から次の議案が提出された。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第二号) 財政金融委員会に付託

二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案(衆第三号)

国土交通委員会に付託

同日内閣から予備審査のため衆議院に送付した。

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案(閣法第一八号)

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二一号)

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案(閣法第二五号)

独立行政法人住宅金融支援機構法案(閣法第二六号)

恩給法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

介護保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第三一号)

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(財務金融委員長提出)(衆第二号)

二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案(国土交通委員長提出)(衆第三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第二号) 審査報告書

二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案(衆第三号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

抗がん剤イレッサの有効性検証に関する質問主意書(小池晃君提出)(第二号)

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく平成十七年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

審査報告書

平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十七年二月八日

財政金融委員長 浅尾慶一郎

参議院議長 扇 千景殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、平成十六年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減するものであって、妥当な措置と認めらる。

一、費用
本法律施行に伴う平成十六年度における租税の減収見込額は、約五億円である。

附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 新たな生産調整手法の実施に当たっては、関連する交付金等の見直しをはじめ、より効果的で適切な支援策等の検討の中で、当該交付金等に係る税制上の措置の在り方についてもできる限り早急に結論が得られるよう検討を行うこと。

右決議する。

平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十七年二月八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

平成十六年度の水田農業構造改革交付金等
についての所得税及び法人税の臨時特例に
関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、地域水田農業推進協議会(水田
農業構造改革交付金、麦・大豆品質向上対策費
補助金及び水田飼料作物生産振興事業費補助金
(以下「水田農業構造改革交付金等」という。)を
農業者に交付する事業の実施主体をいう。以下
同じ。)から平成十六年度の水田農業構造改革交
付金等の交付を受けた場合には、当該個人の平
成十六年分の所得税については、その交付を受
けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十
三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に
係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因
となった農地に係る損失又は費用として財務省
令で定めるものの額は、その交付を受けた金額
を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係
る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九
号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、
地域水田農業推進協議会から平成十六年度の水
田農業構造改革交付金等の交付を受けたものが、
その交付を受けた日の属する事業年度におい
てその受けた金額をもって固定資産の取得又は
改良をした場合において、その固定資産につ
き、その取得又は改良に充てた金額の範囲内
でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は
当該金額以下の金額を政令で定める方法により
経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律
第三十四号)の規定の適用については、政令で

定めるところにより、その減額し又は経理した
金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の
金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項
の水田農業構造改革交付金等の交付を受けた日
の属する事業年度の翌事業年度開始の日からそ
の交付を受けた日以後二年を経過する日までの
期間内に、その受けた金額をもって固定資産の
取得又は改良をした場合について準用する。こ
の場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 平成二年度の水田農業確立助成補助金につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する
法律(平成三年法律第一号)

二 平成三年度の水田農業確立助成補助金につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する
法律(平成四年法律第一号)

三 平成四年度の水田農業確立助成補助金につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する
法律(平成五年法律第一号)

四 平成五年度の水田農業確立助成補助金につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する
法律(平成六年法律第六号)

審査報告書

二千五百年日本国際博覧会への外国人観光旅客
の来訪の促進に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年二月八日

国土交通委員長 田名部匡省

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十七年に開催される二千五
年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪を
促進するため、国及び関係地方公共団体が必要
な措置を講ずるよう努めることとするとも
に、外国人の上陸の申請に係る特例措置を定め
ようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

二千五百年日本国際博覧会への外国人観光旅客
の来訪の促進に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成十七年二月八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

二千五百年日本国際博覧会への外国人観光旅
客の来訪の促進に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、平成十七年に開催される二
千五百年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来
訪を促進するため、国及び関係地方公共団体が
必要な措置を講ずるよう努めることとするとも
に、外国人の上陸の申請に係る特例措置を定め
め、もつて国際観光の振興に寄与することを目
的とする。

(海外に向けた観光宣伝活動の充実強化)

第二条 国及び関係地方公共団体は、二千五百年日
本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪を促進
するため、海外において二千五百年日本国際博覧
会に係る情報を積極的に提供する等海外に向け
た観光宣伝活動の充実強化に関し必要な措置を
講ずるよう努めるものとする。

(観光案内の充実)

第三条 国及び関係地方公共団体は、二千五百年日
本国際博覧会へ来訪する外国人観光旅客の利便
の増進を図るため、宿泊施設で外国人観光旅客
の利用に適するものに関する情報の提供、外国
人のための案内標識の整備その他の観光案内の
充実に関し必要な措置を講ずるよう努めるもの
とする。

(外国人観光旅客に対する接遇の向上)

第四条 国及び関係地方公共団体は、通訳案内そ
の他の二千五百年日本国際博覧会へ来訪する外国
人観光旅客に対する接遇の向上に関し必要な措
置を講ずるよう努めるものとする。

(上陸申請の特例)

第五条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六
年政令第三百十九号)第二条第五号ロに該当す
る旅券を所持する外国人(同条第二号に規定す
る外国人をいい、同条第三号に規定する乗員を
除く。)であつて政令で定めるものが本邦に上陸
しようとする場合においては、同法第六条第一
項本文の規定にかかわらず、その旅券には、日
本国領事官等(同法第二条第四号に規定する日
本国領事官等をいう。)の査証を要しない。

(出入国の円滑化)

第六条 国は、前条に定めるもののほか、二千五

年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪を促進するため、外国人観光旅客の出入国の円滑化に關し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、二千五年日本国際博覧会の終了の日限り、その効力を失う。

投票者氏名

日程第一 平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二五名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
荒井 広幸君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大仁田 厚君 大野つや子君
岡田 直樹君 岡田 広君
加治屋義人君 加納 時男君
狩野 安君 景山俊太郎君
柏村 武昭君 片山虎之助君

金田 勝年君 龜井 郁夫君
河合 常則君 木村 仁君
岸 宏二君 岸 信夫君
北岡 秀二君 北川イツセイ君
香掛 哲男君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小池 正勝君
小泉 昭男君 小泉 顕雄君
小齊平敏文君 小林 温君
後藤 博子君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
坂本由紀子君 桜井 新君
清水嘉与子君 椎名 一保君
陣内 孝雄君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田村 公平君
田村耕太郎君 伊達 忠一君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中曾根弘文君 中原 爽君
中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 南野知恵子君
長谷川憲正君 橋本 聖子君
林 芳正君 藤井 基之君
藤野 公孝君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 舩添 要一君
松田 岩夫君 松村 祥史君
松山 政司君 三浦 一水君
水落 敏栄君 溝手 顕正君

森元 恒雄君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 英利君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 信也君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
池口 修次君 犬塚 直史君
今泉 昭君 岩本 司君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大石 正光君 大江 康弘君
大久保 勉君 大塚 耕平君
岡崎トミ子君 加藤 敏幸君
神本美恵子君 木俣 佳文君
喜納 昌吉君 北澤 俊美君
工藤堅太郎君 郡司 彰君
小林 正夫君 小林 元君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 道夫君 佐藤 雄平君
齋藤 勁君 櫻井 充君
芝 博一君 島田智哉子君
下田 敦子君 主濱 了君
榎葉賀津也君 鈴木 寛君
田名部匡省君 田村 秀昭君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
谷 博之君 千葉 景子君
ツルネン マルティン君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 富岡由紀夫君
那谷屋正義君 内藤 正光君
直嶋 正行君 西岡 武夫君

羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 平田 健二君
平野 達男君 広田 一君
広中和歌子君 広野ただし君
藤末 健三君 藤本 祐司君
藤原 正司君 前川 清成君
前田 武志君 松井 孝治君
松下 新平君 円 より子君
水岡 俊一君 峰崎 直樹君
森 ゆうこ君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 山本 孝史君
蓮 紡君 和田ひろ子君
若林 秀樹君 渡辺 秀央君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
浮島とも子君 加藤 修一君
風間 昶君 草川 昭三君
木庭健太郎君 澤 雄二君
白浜 一良君 高野 博師君
谷合 正明君 遠山 清彦君
西田 実仁君 浜田 昌良君
浜四津敏子君 弘友 和夫君
福本 潤一君 松 あきら君
山口那津男君 山下 栄一君
山本 香苗君 山本 保君
渡辺 孝男君 鰐淵 洋子君
井上 哲士君 市田 忠義君
緒方 靖夫君 紙 智子君
小池 晃君 小林美恵子君
大門実紀史君 仁比 聡平君
吉川 春子君 大田 昌秀君
近藤 正道君 田 英夫君

反対者氏名

○名

日程第二 二千五百年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二七名

福島みずほ君	淵上 貞雄君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	池口 修次君	犬塚 直史君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君
又市 征治君	糸数 慶子君	坂本由紀子君	桜井 新君	今泉 昭君	岩本 司君	森 ゆうこ君	柳澤 光美君
黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君	清水嘉与子君	椎名 一保君	江田 五月君	小川 勝也君	柳田 稔君	山下八洲夫君
角田 義一君		陣内 孝雄君	末松 信介君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	山根 隆治君	山本 孝史君
		鈴木 政二君	世耕 弘成君	大石 正光君	大江 康弘君	蓮 舩君	和田ひろ子君
		関口 昌一君	関谷 勝嗣君	大久保 勉君	大塚 耕平君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君
		田浦 直君	田村 公平君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
		田村耕太郎君	伊達 忠一君	神本美恵子君	木俣 佳丈君	浮島とも子君	加藤 修一君
		竹山 裕君	武見 敬三君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	風間 昶君	草川 昭三君
		谷川 秀善君	常田 享詳君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	木庭健太郎君	澤 雄二君
		鶴保 庸介君	中川 雅治君	小林 正夫君	小林 元君	白浜 一良君	高野 博師君
		中川 義雄君	中島 啓雄君	奥石 東君	佐藤 泰介君	谷合 正明君	遠山 清彦君
		中曽根弘文君	中原 爽君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君	西田 実仁君	浜田 昌良君
		中村 博彦君	二之湯 智君	齋藤 勁君	櫻井 充君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
		西島 英利君	野上浩太郎君	芝 博一君	島田智哉子君	福本 潤一君	松 あきら君
		野村 哲郎君	南野知恵子君	下田 敦子君	主濱 了君	山口那津男君	山下 栄一君
		長谷川憲正君	橋本 聖子君	榑葉賀津也君	鈴木 寛君	山本 香苗君	山本 保君
		林 芳正君	藤井 基之君	田名部匡省君	田村 秀昭君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
		藤野 公孝君	保坂 三蔵君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	井上 哲士君	市田 忠義君
		真鍋 賢二君	舛添 要一君	谷 博之君	千葉 景子君	緒方 靖夫君	紙 智子君
		松田 岩夫君	松村 祥史君	ツルシマルテイ君	津田弥太郎君	小池 晃君	小林美恵子君
		松村 龍二君	松山 政司君	辻 泰弘君	富岡由紀夫君	大門実紀史君	仁比 聡平君
		三浦 一水君	水落 敏栄君	那谷屋正義君	内藤 正光君	吉川 春子君	大田 昌秀君
		溝手 顕正君	森元 恒雄君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	近藤 正道君	田 英夫君
		矢野 哲朗君	山内 俊夫君	羽田雄一郎君	白 眞敷君	福島みずほ君	淵上 貞雄君
		山崎 力君	山崎 正昭君	林 久美子君	平田 健二君	又市 征治君	糸数 慶子君
		山下 英利君	山谷えり子君	平野 達男君	広田 一君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君
		山本 一太君	山本 順三君	広中和歌子君	広野ただし君	角田 義一君	
		吉田 博美君	吉村剛太郎君	藤末 健三君	藤本 祐司君		
		若林 正俊君	脇 雅史君	藤原 正司君	前川 清成君		
		足立 信也君	浅尾慶一郎君	前田 武志君	松井 孝治君		
		朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	松下 新平君	円 より子君		

反対者氏名

○名

水岡 俊一君	峰崎 直樹君
森 ゆうこ君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
蓮 舩君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	澤 雄二君
白浜 一良君	高野 博師君
谷合 正明君	遠山 清彦君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	大田 昌秀君
近藤 正道君	田 英夫君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	糸数 慶子君
黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君
角田 義一君	

助産師に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年一月二十四日

円 より子

参議院議長 扇 千景殿

助産師に関する質問主意書

我が国の助産師制度は、「保健師助産師看護師法」(以下「法」という。)及び関連省令で規定されている。

助産師になろうとする者は、助産師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない(法第七条)。その助産師国家試験の受験資格は、看護師国家試験に合格した者又は法第二十一条に規定する看護師国家試験の受験資格を有する者が、①文部科学大臣の指定した学校において六年以上助産に関する学科を修めていること、②厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業していること又は③外国において助産師免許を受けた者で厚生労働大臣が認めた者のいずれかであることが要件とされている(法第二十条)。

第二百五十三回国会の「保健師助産師看護師法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議は、「出産に関するケアを受ける者の意向が尊重され、それぞれの者に合ったサービスの提供が行われるよう、必要な環境の整備に努めること。」「助産師教育については、十分な出産介助実習が経験できるようにする等、その充実に努めること。」「保健師、助産師、看護師等の看護職員については、その職責と社会的使命の重大さにかんがみ、それぞれの職種が果たしている機能の充実強化に向け

て、教育環境の改善、人員増等の施策を講ずること。」「の三点について適切な措置を講ずることを政府に対して求めている。

そこで、助産師の養成に関し、以下質問する。
一、文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定する助産師学校養成所の教育内容に関する指定基準と助産師国家試験の受験資格について

助産師学校養成所(法第二十条でいう文部科学大臣の指定した学校及び厚生労働大臣の指定した助産師養成所をいう。以下同じ。)を指定する際の主務大臣の権限及び手続については、「保健師助産師看護師法施行令」(以下「施行令」という。)等に定められており、主務大臣は、助産師学校養成所の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行わなければならない(施行令第十一条)。また、指定後の基準を維持する手段として、主務大臣は、指定助産師学校養成所の設置者又は長に対して、報告の徴収及び適当でないと認めるときの必要な指示(施行令第十五条)並びに基準に適合しなくなったと認めるときの指定の取消し(施行令第十六条)ができる権限を有している。

主務大臣が、助産師学校養成所の指定を行う場合の主務省令で定める基準の詳細は、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」(以下「指定規則」という。)第三条の第一号から第十二号までに規定している。そのうち教育内容の基準に関しては、「教育内容は、別表二に定めるもの以上であること」(指定規則第三条第三号)とされており、助産師学校養成所の教育内容に関する具体的な最低必要な基準は、この指定規則

別表二のとおりである。例えば、助産学実習における分べん取扱件数については、「実習中分べん(妊娠七月未満の分べんを除く。)の取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること」と規定している。

1 最近の全国助産師教育協議会の調査によると、助産学実習における分べん取扱件数がきわめて少数で「十回程度」に明らかに満たない学生が、助産学実習の単位の認定及び助産師学校養成所の卒業認定を受け、しかも助産師国家試験の受験資格を認められて厚生労働大臣から助産師免許の交付を受けた結果、実践能力に欠ける助産師が就業している実例が多数あることが明らかになっている。平成八年の指定規則改正(平成九年四月一日から施行)で、それまで「十回以上」行うこととされていた助産学実習における分べんの取扱件数が「十回程度」に改められたが、これはいかなる理由によるものか。

2 指定規則別表二では、助産学実習で学生一人につき行うべき分べん取扱件数を「十回程度」と規定するのみで、個々の学生の分べん取扱件数が基準に適合しているか否かを判断するには不明確であり、極めて不適切な表現となっている。「十回程度」とは、具体的には何回以上を指すのか。

3 平成八年の指定規則改正で、教育内容の基準に関しては、講義科目名ごとの講義時間数と実習時間数で表示してあった指定規則別表二が、教育内容ごとの必要単位数の表示に変更され、さらに「複数の教育内容を併せて教授

することが教育上適切と認められる場合において」、「臨地実習(助産学実習)八単位以上で、かつ臨地実習(助産学実習)以外の教育内容の合計単位数十四単位以上取得すれば、別表二の「教育内容ごとの単位数によらないことができる」ように変更された(指定規則別表二備考)。

このような教育内容の基準の曖昧化は、助産学科目の基礎看護学等他科目での読み替えを許容し、その結果、助産学課程を設置する四年制看護系大学において基礎看護学で履修した科目の単位を助産学科目でも二重読みする行為が頻繁に行われる事態を招いている。実際、開講されている助産学課程の教科の単位数が助産学実習を含め、合計十単位に過ぎない大学もある。法が本来、助産師に必要な教育として、指定規則を通じて、看護学課程の基礎の上にさらに助産学課程の二十二単位以上の履修を求めていることを考えれば、こうした事態は、法の趣旨に反していると言わざるを得ない。

全国助産師教育協議会が平成十五年に発行した「看護系大学における助産師教育の実態」という調査報告書には、大学での助産学科目の必修選択科目の平均が十五・五単位であることが記載されている。指定規則別表二備考の「教育上適切と認められる場合」とはだれが判断するのか、また、どのような基準で判断しているのか。

4 指定規則別表二には、助産学実習において、何をもって分べん取扱件数一件と数えるかの定義がされていないため、一件の分べん

を学生二人で介助した場合に、それぞれの学生に対して分べん取扱件数を一件と数えたり、後産(胎盤娩出)の介助のみを行った学生に対して分べん取扱件数を一件と数えたりする例があることが報告されている。助産学実習における分べん取扱件数一件の定義は何か。また、その定義を指定規則等に明記する必要はないのか。

5 平成八年の指定規則改正省令公布の際に発せられた厚生労働省からの通知には、臨地実習の内容の充実を図る必要があると明記されている。助産師の重要な業務は、妊娠・分べん・産褥、各期を通じた継続ケアであるが、近年、分べん実習に終始し、継続ケアの実習が不十分であるといわれている。これを補うために、継続ケアの実習を必修にする旨を指定規則に明記する必要があるのか。

6 法第二十條の定める助産師国家試験の受験資格を見ると、指定規則の定める教育内容の基準は、法が求める助産師の要件と連関している。指定助産師学校養成所が、助産学実習で分べん取扱件数が「十回程度」に満たなかった学生に対し助産学実習の単位を認定し、学生に修業証明書又は卒業証明書を交付することとは、法が求める助産師となるための教育を受けていない学生に対して助産師国家試験の受験資格を認めることになるが、このような指定助産師学校養成所の行為は、法第二十條の趣旨に反していないか。

7 指定規則の定める基準は、直接的には主務大臣が助産師学校養成所を指定する際の適否の判定基準(施行令第十一條)であるが、同時に、この基準は、当然、助産師学校養成所の設置者又は長が指定を受けた後も維持する義務を負う基準でもあり、さらに、主務大臣にとっては、指定助産師学校養成所から報告を徴収し、指定時の基準に適合しているか否かを判断し、必要な場合に改善を指示し(施行令第十五條)、改善がみられない場合に指定を取消す(施行令第十七條)場合の判断基準でもある。

文部科学省及び厚生労働省は、施行令第十五條による報告の徴収等により、助産学実習で分べん取扱件数が「十回程度」に満たなかった学生に対して助産学実習の単位が認定されている事実を把握しているか。また、これらの認定を行った助産師学校養成所に対して施行令第十五條に基づくいかなる指示を行っているか。さらに、改善の見られなかった助産師学校養成所に対して施行令第十六條に基づく指定の取消しを行うのはどのような場合か、基準を示されたい。

8 助産師国家試験の受験手続に関して「保健師助産師看護師法施行規則」第二十五條では、受験願書に修業証明書又は卒業証明書を添付して、厚生労働大臣に提出することと規定しているが、修業証明書又は卒業証明書があっても、助産学実習で分べん取扱件数を「十回程度」行つたことに関する疑義が生じる場合もあり得るため、取扱件数を証明する書類の保存を助産師学校養成所に指示しておく必要があると考える。現在、政府は助産師学校養成所における履修に関する書類の保存について、何らかの具体的指示をしているか。

二、法第二十條で規定する「看護師国家試験に合格した者」が助産師になるために進学する一年制の助産師学校養成所の相次ぐ廃校について

助産師国家試験の受験資格を定める法第二十條にいう「文部科学大臣の指定した学校」としては、現在、一年制の助産学専攻科を有し、看護系の学科を持つ短期大学、四年制の中の六か月の間に専門科目として助産学が選択できる看護系学科を持つ大学、二年制の助産研究を行う専門職大学院がある。また、「厚生労働大臣の指定した助産師養成所」としては、助産師専門学校(二年制)がある。

ところが、最近の看護系短期大学や看護専門学校が四年制の看護系大学に移行する流れの中で、看護系短期大学の一年制の助産学専攻科や助産師専門学校(二年制)が相次いで廃止されている。

1 もともとあつたにもかかわらず、一年制の助産師学校養成所が全く無くなった都道府県はどれほどあるのか。

2 四年制看護系大学での助産学課程は希望者の中から少人数の者を選抜して行う選択課程であるので、「看護師国家試験に合格した者」が、四年制看護系大学に編入学できたとしても、助産学課程を修学できる保証はない。したがって、同じ都道府県内に一年制の助産師学校養成所がないということは、法が予定する「看護師国家試験に合格した者」が、助産師学校養成所に進学し、助産師国家試験の受験資格を得ることを非常に困難にさせている。看護師資格を有する者が助産師資格の取得を希望する者にとって、一年制の助産師学校養成所がなくなることは、実質的に助産師になる道を閉ざすことになるが、このような状況を改善する必要があるのか。

3 全国助産師教育協議会が平成十五年に発行した「看護系大学における助産師教育の実態」という調査報告書には、明らかに四年制大学における助産教育の質の低さが浮き彫りにされている。助産教育の四年制大学化に伴う助産師専門学校や短期大学助産学専攻科の廃校を、発展的解消といえるのか。

4 前述のように、四年制大学における助産教育には多くの問題点が指摘されているが、文部科学省や厚生労働省は、その事実を認識しているのか。また、両省は、今後も国の方針として、四年制大学における助産教育を積極的に推進していくのか。

三、それぞれに合った質の高いケアを提供する出産サービスを選択できる出産環境の整備のために必要な助産師の養成数について

出産は、産む女性と生まれてくる子供が安全で、しかも、女性とその家族にとって満足のいくものでなければならぬが、出産の場所を含めどのような出産環境を選択するかは、前述した附帯決議にもあるように出産に関するケアを受ける者の意向が尊重されるべきである。

出産環境や出産ケアの現状は、助産師の資格のないものが時々分べん監視装置を読みに来るだけで、陣痛の間一人にされる出産から、陣痛・分べんの間中産む女性の傍らで助産師が声をかけ励ましながら正常な出産の経過を見守る出産まで、大きな隔たりがある。安全で満足のいく出産を保障するためには、専門的な知識と

技術を身につけた助産師の養成が不可欠である。

1 助産師の必要数は、どのような出産ケアを想定するかによって異なってくるが、助産師の必要数の算定に当たっては、どのような出産ケア及びケアのレベルを想定しているか。

2 政府は、助産師の必要数をどのように算定しているか。

3 助産師の必要数を算定する「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」に、出産ケアに精通した助産師は加わっているか。

4 助産師の数は、現在、足りているか。また、将来はどうか。その根拠も併せて示されたい。

5 助産教育の四年制大学への移行に伴う助産師専門学校や短期大学助産学専攻科の廃校で助産師の養成数が減少し、将来、助産師が減少することにはならないか。その根拠も併せて示されたい。

平成十七年二月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員円より子君提出助産師に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員円より子君提出助産師に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二十三号。以下「法」という。)第二十条第一号の

学校及び同条第二号の助産師養成所(以下「助産師学校養成所」という。)の指定基準における分

べんの介助回数については、「十回以上」と規定してきたところであるが、医療関係者審議会保健婦助産婦看護婦部会の下に設置した「看護職員の養成に関するカリキュラム等改善検討会」の平成八年の中間報告書において「分娩取扱件数の実態を踏まえ少子社会の中で可能であり、かつ、助産婦としての基礎的知識技術を身につける最低の線」として「十回程度を目安とする」とこととされたことを踏まえ、平成八年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第一号。以下「指定規則」という。)の一部改正により「十回程度」に改められたところである。文部科学大臣又は厚生労働大臣は、助産師学校養成所の指定に当たっては、学生一人につき十回以上の分べん介助が可能であるか否かにより「十回程度」を満たすか否かの判断を行っており、また、指定後の指導に当たっては、医療機関における正常分べんの数は一定ではなく分べん介助の回数が当初の予定より下回ることがあるため、九回を下回った場合に、「十回程度」に満たないと判断している。

一の3について

指定規則別表二備考三に規定する「複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合」の判断については、「看護師等養成所の運営に関する指導要領について(平成十三年一月五日付け健政発第五号厚生省健康政策局長通知。以下「指導要領」という。別表2「助産師教育の基本的考え方、留意点等」を踏まえて、文部科学大臣又は厚生労働大臣が行っている。

一の4について

助産学実習における分べんの介助回数については、指定規則の内容を具体化するものとして、指導要領において「学生一人につき正常産を十回程度直接取り扱うこと」を規定しており、一件の分べんを二人の学生が介助した場合や後産の介助のみを行った場合を含むものではないと考えており、別途指定規則等に規定することは考えていない。

一の5について

臨地実習における、妊娠、分べん、産じよく各期を通じた継続ケアについては、各助産師学校養成所の教育目標に照らして各助産師学校養成所が自主的な判断により教育するものであるが、平成十七年度に開催予定の看護基礎教育のカリキュラム等の改正に係る検討会(以下「改正検討会」という。)においては、望ましい臨地実習の在り方も含めて検討することを予定している。

一の6及び7について

文部科学省及び厚生労働省においては、一部の助産師学校養成所が、分べんの介助回数が結果的に「十回程度」を満たしたとは言いがたい学生の助産学実習の単位を認定した場合があったことを把握している。このようなことは法第二十条の趣旨に反するものであると考えており、当該学生が在籍した助産師学校養成所に対しては、口頭又は文書にて指導し、改善を求めているところである。また、指定を取り消すか否かについては、現在のところ取り消した事例はないが、個別具体的状況に即して総合的に判断することとしている。

一の8について

助産師学校養成所における学生等の学習の状況を記録した書類については、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第十五条、第七十七条の十一及び第七十八条において、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校に対し、保存を義務付けているところであるが、分べんの介助回数を証明する書類の保存については、具体的には義務付けていない。

二の1について

助産師養成所及び短期大学助産学専攻科(以下「専攻科等」という。)が廃止され、専攻科等がなくなった都道府県は、平成十六年十二月末日現在、八県である。

二の2について

専攻科等については、平成十六年十二月末日現在、三十七都道府県に設置されており、看護師国家試験に合格した者はこれらの都道府県の専攻科等に入学することもできるため、必ずしも助産師になる道が閉ざされていないと考えている。

二の3及び4について

助産師を含む看護職員の人材養成については、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)に基づく「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」(平成四年文部省・厚生省・労働省告示第一号)により、教育内容の充実や教員等指導者の育成を図る観点から、看護系大学・大学院の

整備充実を一層推進していくこととしており、専攻科等から四年制大学への移行については、助産師学校養成所の設置者において同指針を踏まえて進められているものと考えている。

四年制大学における助産師教育については意義があるものと考えており、助産師学校として指定されている大学については、その実態を把握しつつ、分べんの介助実習を始め、助産師教育がより一層充実されるよう促してまいりたい。また、改正検討会においても、助産師教育の内容の充実について検討することを予定している。

三の1及び2について

旧厚生省健康政策局長の私的検討会として設置された「看護職員の需給に関する検討会」が平成十二年に取りまとめた「看護職員の需給に関する検討会報告書」においては、病院その他の施設ごとの動向を踏まえ、各都道府県において助産師を含む看護職員の必要数を推計し、これらを積算して全国における看護職員の必要数の推計としている。したがって、助産師の必要数は、地域における各医療機関において提供する出産ケアの内容等を考慮して推計されているものと考えている。

三の3について

厚生労働省医政局長の私的検討会である「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」(以下「第六次検討会」という。)のメンバーに、助産師は含まれていないが、助産師業務に関し知見を有する者は含まれている。

三の4及び5について

助産師については、医療機関における偏在が

あるとの指摘もあり、一概にその数が足りているということはできないが、出生数が減少している中で、過去五年間の養成数は、毎年およそ千六百人であり、また、就業者数は平成十一年の二万四千六百五十四人から平成十五年の二万五千七百二十四人と微増し、安定して推移していると考えている。なお、平成十八年以降の助産師を含めた看護職員の需給見通しについては、第六次検討会において検討を行っているところである。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京港区虎ノ門二丁目	〒一〇五―八四四五
独立行政法人国立印刷局	二番四号
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇〇円	一一五円